令和８年門審第９号

裁　　決

油送船Ａ乗揚事件

受　　審　　人　　ａ１

職　　名　Ａ船長

海技免許　三級海技士（航海）

受　　審　　人　　ａ２

職　　名　Ａ次席一等航海士

海技免許　四級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官阪本義治出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａ１を戒告する。

受審人ａ２を戒告する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和７年１１月３０日１２時０５分半少し前

福岡県玄界島西方沖合

２　船舶の要目

船 種 船 名　油送船Ａ

総トン数　７４９トン

全　　長　６９．９５メートル

機関の種類　ディーゼル機関

出　　力　１，４７１キロワット

３　事実の経過

Ａは、平成１２年９月に進水し、船橋最上層の操舵室には、同室前部右舷側に機関制御装置、同部中央に操舵スタンド、同部左舷側にレーダー２台、同室後部左舷側にＧＰＳプロッターをそれぞれ装備した船尾船橋型鋼製油送船で、ａ１及びａ２両受審人ほか４人が乗り組み、軽油２，０００キロリットルを積載し、船首４．１７メートル船尾５．２５メートルの喫水をもって、令和７年１１月３０日０７時５０分関門港下関区を発し、長崎県佐世保港に向かった。

ところで、玄界島北方約７海里沖合には、栗ノ上礁灯標が設置された栗ノ上礁が、同島西方約４海里沖合には、長間礁灯標が設置された長間礁が、同礁南方約８００メートルのところには、東西約３５０メートル南北約９００メートルの範囲に中之瀬がそれぞれ存在した。

また、Ａに備付けの海図Ｗ１２２８及び装備されたレーダーとＧＰＳプロッターには、中之瀬がそれぞれ表示されていた。

ａ１受審人は、中之瀬を避けるための予定針路線を海図に記入していた。一方、ａ２受審人は、長間礁と中之瀬との間を航行した経験が１０回以上あり、長間礁及び中之瀬の存在を承知していた。

ａ１受審人は、玄界灘を西行し、１１時３１分栗ノ上礁南方沖合に当たる玄界島灯台から０１９度（真方位、以下同じ。）４．２海里の地点で、ａ２受審人に船橋当直を引き継いだとき、船位が予定針路線より南方に偏位して中之瀬に向首していたが、同人は中之瀬沖合の航行経験が何回もあったので、特に指示する必要はないものと思い、予定

針路線に沿って航行するよう指示するなど、船橋当直の引継ぎを適切に行わずに降橋した。

船橋当直を引き継いだとき、ａ２受審人は、レーダー１台及びＧＰＳプロッターをそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方に立った姿勢で、単独で操船に当たり、針路を２３３度に定めて自動操舵とし、１１．７ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

１２時００分半少し前ａ２受審人は、玄界島灯台から２８１度３．３海里の地点に達したとき、中之瀬まで１，８００メートルとなり、その後中之瀬に向首接近する状況であったが、長間礁灯標を栗ノ上礁灯標と誤認し、長間礁灯標を右舷側に見て航行すれば問題ないものと思い、レーダーやＧＰＳプロッターを活用して中之瀬との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったので、この状況に気付かなかった。

こうして、ａ２受審人は、中之瀬に向首したまま続航し、１２時０５分半少し前玄界島灯台から２７０度４．０海里の地点において、Ａは、原針路及び原速力のまま、中之瀬に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力３の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

ａ１受審人は、自室で休憩中、衝撃を感じて直ちに昇橋し、乗揚の事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、右舷側船底外板に凹損及び破口を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、玄界島西方沖合において、佐世保港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、中之瀬に向首進行したことによって発生したも

のである。

運航が適切でなかったのは、船長が、船橋当直の引継ぎを適切に行わなかったことと、次席一等航海士が、船位の確認を十分に行わなかったこととによるものである。

ａ１受審人は、栗ノ上礁南方沖合において、佐世保港に向けて航行中、ａ２受審人に船橋当直を引き継ぐ場合、船位が予定針路線より南方に偏位して中之瀬に向首していたのだから、予定針路線に沿って航行するよう指示するなど、船橋当直の引継ぎを適切に行うべき注意義務があった。しかるに、ａ１受審人は、ａ２受審人は中之瀬沖合の航行経験が何回もあったので、特に指示する必要はないものと思い、船橋当直の引継ぎを適切に行わなかった職務上の過失により、次席一等航海士が船位の確認を十分に行わず、中之瀬に向首進行して中之瀬に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のａ１受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

ａ２受審人は、玄界島西方沖合において、佐世保港に向けて航行する場合、中之瀬に乗り揚げることのないよう、レーダーやＧＰＳプロッターを活用して中之瀬との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、長間礁灯標を栗ノ上礁灯標と誤認し、長間礁灯標を右舷側に見て航行すれば問題ないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、中之瀬に向首接近する状況に気付かないまま進行して中之瀬に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のａ２受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月８日

門司地方海難審判所

審 判 官　　山　　本　　哲　　也